

令和8年度 公益財団法人愛知公園協会 準職員募集要項

1 募集施設、職種、業務内容、採用人員

募集施設	職種	業務内容	所在地	採用人員
愛知県児童総合センター	事業補助員	・児童の遊びのための企画立案及び実施に関する業務 ・児童に対する遊びの指導及び助言 ・子育て支援事業（遊びの体験プログラム・講演会）の企画、立案及び実施 ・子育て広場での親子遊び等の立案及び実施	長久手市	2名 3年を限度に更新あり

施設の概要については、（公財）愛知公園協会ホームページをご覧ください。

2 応募資格

(1) 次のいずれにも該当する人

- ・令和8年10月1日（木）から勤務可能な方
- ・高等学校以上を卒業された方
- ・基本的なパソコン操作（ワード、エクセル、電子メール等）が可能な方
- ・普通自動車運転免許証のある方（AT 限定可）
- ・保育士、児童厚生員等の資格あれば尚可
- ・特定性犯罪の前科がないこと（特記事項参照）

(2) 次のいずれかに該当する人は応募できません

- ・成年被後見人及び被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行がなくなるまでの人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 雇用の条件

【身 分】 公益財団法人愛知公園協会 準職員（有期契約職員）

【雇用期間】 ・令和8年10月1日から令和9年9月30日まで
（なお、採用の日から2か月は試用期間とする）
・3年を限度に更新可能（指定管理施設の状況により1年～2年の場合もある）

【勤務時間及び勤務形態】

- ・勤務時間は、原則として1日7時間45分とする
- ・勤務形態は、4週間において155時間の変形労働時間制とし、原則として8日間は勤務を割り振らない日（以下「週休日」という）とする
ただし、週休日は1週間につき1日以上とする
また、原則として、土日祝日は勤務日とする

4 報酬等

- ・月額 約20万円（採用の前年度の3月31日現在の年齢により決定する）
- ・地域手当、通勤手当、時間外手当、期末手当（年2回）支給
- ・退職手当は支給しない
- ・雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の被保険者とする

5 応募方法

(1) 応募手続き

次の(ア)、(イ)、(ウ)を下記送付先へ郵送又は持参してください

(ア) 履歴書（市販のもので可）

ただし、写真（6か月以内に撮影された無帽かつ正面上半身背景なし）を添付してください

(イ) 作文 テーマ「私が職員として働く上で大切にしたい利用者サービス」

（400～600字以内で記述、書式自由、応募施設のホームページ参照）

(ウ) 公共職業安定所（ハローワーク）の紹介状

なお、応募書類は結果に関わらず返却しませんのでご了承ください

- (2) 送付先
〒461-0032
名古屋市東区出来町二丁目8番21号 愛知県出来町庁舎3階
公益財団法人愛知公園協会 準職員採用担当 井上 電話 052-935-5200
- (3) 受付期間
令和8年8月17日(月)から令和8年8月31日(月)午後4時まで(必着)

6 選考

- (1) 第1次選考 書類選考
(ア) 選考方法
提出された履歴書及び作文により選考する
(イ) 第1次選考結果通知
書類到着後、応募者全員に書類選考結果を郵送等にて通知する
なお、電話による照会には応じない
- (2) 第2次選考 面接選考(第1次選考の通過者のみ実施)
(ア) 日時及び場所
令和8年9月9日(水)
面接場所
〒461-0032
名古屋市東区出来町二丁目8番21号
愛知県出来町庁舎
公益財団法人 愛知公園協会
(イ) 選考方法
面接
(ウ) 第2次選考結果通知
令和8年9月10日(木)に、第2次選考受験者全員に郵送で結果の通知をする
電話による照会には応じない

7 採用

- (1) 第2次選考合格者は、健康診断を実施(9月下旬予定)
最終意向確認を経て、その結果に基づき決定する
- (2) 採用予定日は、令和8年10月1日(木)

8 その他

- (1) 記述した書類や口述した内容に「重要な経歴の詐称」等判明した場合は、採用資格を失う場合があります
- (2) その他事項については、公益財団法人愛知公園協会準職員就業要綱及び諸規定による
- (3) 取得した個人情報、採用に関する事務以外の目的では使用しません

9 特記事項

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めています。
- ・このため、予め採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

10 お問い合わせ先

公益財団法人愛知公園協会 本部総務課 電話 052-935-5200
担当 準職員採用担当 井上